

第四次香美市

子ども読書活動推進計画

～香美っ子の読み解く力が未来をひらく～

【令和7年度～令和11年度】



香美市立図書館
マスコットキャラクター
かへみいちゃん

香美市教育委員会

はじめに

子どもの読書活動は言葉を学び、知性や感性を磨き、表現力、創造力を高め、人生を豊かにするために不可欠であり、その推進は重要です。

しかしながら、読書は強制されるものではありません。読書を「楽しい」と感じ、自主的な読書活動を行える環境を整備することが、極めて重要な課題です。

本市においては平成 23 年 3 月に「香美市子ども読書活動推進計画」、平成 27 年 3 月に「第二次香美市子ども読書活動推進計画」、令和 2 年 3 月に「第三次香美市子ども読書活動推進計画」を策定し、様々な取組を実施してまいりました。

令和 4 年 11 月 3 日には、香美市立図書館新館「かみーる」が開館し、読書環境は以前に比べ格段に充実しました。このような中、さらに、取組を継続し深めるために、「第四次香美市子ども読書活動推進計画」を策定いたしました。

今後もこの計画に基づき、これまで以上に家庭・地域、幼稚園・保育園・学校、図書館等における取組の充実を図り、子どもが本に親しみ、読書習慣を身に付けられるよう、香美市の子ども読書活動推進に向けた取組を進めてまいります。市民の皆様ならびに関係諸機関の方々には本計画をぜひご一読いただき、子どもたちの読書活動の推進に一層のご理解、ご支援、ご協力をお願い申し上げます。

香美市教育委員会

第四次香美市子ども読書活動推進計画

目次

第1章 第四次子ども読書活動推進計画の策定にあたって

1	計画の意義・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
2	読書活動推進にあたっての留意点・・・・・・・・	2
3	子どもの読書の現状・・・・・・・・・・・・・・・・	3
	(1)子どもから大人になるにつれ不読率が上がっていく	
	(2)読書に関心がない家庭環境の子どもの問題	
4	計画の位置付け・・・・・・・・・・・・・・・・	6
	(1)「第2次香美市振興計画後期基本計画」での位置づけ	
	(2)「第2期香美市教育振興基本計画」での位置づけ	

第2章 これまでの取組・成果と課題

1	家庭・地域における取組・成果と課題・・・・・・・・	9
	(1)イベントでの読み聞かせ	
	(2)学校、幼稚園、保育園、放課後児童クラブ他での読み聞かせ	
2	幼稚園（認定こども園）・保育園・学校における取組・成果と課題・・・・・・・・	9
	(1)幼稚園（認定こども園）・保育園	
	(2)小学校・中学校	
3	図書館における取組・成果と課題・・・・・・・・	12
	(1)児童・ヤングアダルト向けサービスの充実	
	(2)環境整備	
	(3)子どもが本に親しむ事業の開催	
	(4)子ども司書養成講座の継続	

- (5)学校等関係機関との連携
- (6)高知工科大学との連携
- (7)ボランティアとの協働

第3章 第四次計画の基本的な考え方

- 1 計画の目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 5
- 2 基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 5
 - (1)機会の充実
 - (2)環境整備
 - (3)普及啓発
- 3 計画の対象・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 7
- 4 計画の期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 8

第4章 第四次計画推進のための取組

- 1 家庭・地域における子ども読書活動の推進・・・・・・・・ 1 8
 - (1)保護者に対する読書活動への理解促進
 - (2)家庭における読書活動の支援
 - (3)地域における読書活動の支援
 - (4)事業の共催等、行政・図書館とボランティアとの協働推進
 - (5)ボランティア養成
 - (6)ボランティアネットワークの充実、ボランティア団体同士の連携強化
- 2 幼稚園（認定こども園）・保育園・学校における子ども読書活動の推進・・・ 1 9
 - (1)幼稚園（認定こども園）・保育園における取組
 - (2)学校における取組

3 図書館における子ども読書活動の推進	20
(1)子どもの探究的な学習や調べものに役立つ本の収集・貸出し	
(2)乳幼児向けの本や絵本の収集・貸出しによる親子読書（保護者との 読書）・家庭読書推進	
(3)子育てに役立つ本の収集・貸出し	
(4)おはなし会等、子どもや保護者向けの行事の実施	
(5)子どもの読書活動に携わっている個人・団体の支援	
(6)ティーンズ・コーナーの充実	
(7)障害のある子どもが使える「りんごの棚」の充実・PR	
(8)不登校の子どもの学習に役立つ本の収集・貸出し	
(9)「子ども司書」事業の実施	

第5章 計画の推進に向けて

1 関係機関等との連携による総合的な取組	22
2 効果的・効率的な計画の推進	22
3 保護者等の読書活動の推進	23
4 財政上の措置	23

参考資料

1 子どもの読書活動の推進に関する法律	24
2 香美市子ども読書活動推進委員会設置要綱	27

第四次香美市子ども読書活動推進計画

第1章 第四次子ども読書活動推進計画の策定にあたって

1 計画の意義

人生をより深く生きる力を身に付けていく上で、豊かな体験とともに読書は欠くことができません。

読書によって、遠く離れたところの人や先人の経験を共有したり、未来を構想したりすることができます。さらに、原子や素粒子の世界のような、眼には見えない本質的なことを理解することもできます。

また、人間は他の動物と異なり、言葉によって意思を疎通することにより、一人ではできないことも実現しています。特に、本は、会話では伝えきれない多くの内容や、複雑な概念を操作していく思考を、世代や地域を越えて伝えることができます。文化や文明の進歩にとって、読書は欠かせません。

「子ども読書活動推進計画」は、すべての子ども（中学生・高校生等の青少年も含む）があらゆる機会とあらゆる場所で自主的に読書活動を行うことができるように、環境の整備を進めるために定められます。

環境の整備としては、公立図書館や学校図書館の充実、幼稚園・保育園等での図書コーナーの充実、家庭も含めた様々な場所での読み聞かせの実施などがあげられます。

なお、ここで言う「読書」には、紙の本・雑誌・新聞だけでなく、電子書籍・雑誌、新聞電子版なども含まれます。

一方、文字がまだ読めない乳幼児や、障害のために文字が認識できない、書かれた文章を理解できないという子どももいます。これらの子どもにとっては、ストーリーテリング読み聞かせや、録音図書の利用が読書と同じ意味を持ちます。

特に、ストーリーテリングや読み聞かせは、単におはなしを聴くというだけ

でなく、対話を通じて言葉の力や基礎的な信頼関係を育んでいくので、とても大切です。

2 読書活動推進にあたっての留意点

「読書」は元来、自主的かつ自由に行われる営みで、そのような個人の自由に行政が干渉することはできません。しかし、人は「読書」によって知識や技術を身につけ、生活を改善・向上していくことができます。また、民主主義社会の主権者としての的確に判断するためには、一定の教養を身に付けておくことが必要です。

何より、必要性はともかく、「読書」を楽しんでいくことは、生涯、かけがえない経験となります。これらのことから、自主的かつ自由な読書をより活発に行える環境の整備が、行政には求められます。

従って、この計画により、読書活動の強制や、必読書リストの作成等はしませんが、読書をすすめるブックリスト等は積極的に作成します。また、自由かつ多様な読書活動を制限することはありません。

さらに、日本も批准している「子どもの権利条約」（児童の権利に関する条約 1990 年 9 月署名、1994 年 5 月発効）で明らかにされているとおり、「子どもの権利」を十分に尊重するものでなければなりません。

成果の評価にあたっては、読書冊数の多さを競ったり、要約、感想文等のアウトプットを無理に求めたりすべきではありません。ただし、学校の国語科等の授業においては、読解力を高めるための指導は当然行わなければなりません。

また、本を多く読む活動（英語を習得するためのやさしい英語で書かれた本の多読等）や、ビブリオバトルのような楽しさに主眼を置いた自主的なイベントを排除するものではありません。

3 子どもの読書の現状

(1) 子どもから大人になるにつれ不読率が上がっていく

読書の現状を測るために、「不読率」という指標がしばしば使われます。不読率とは、1 か月に 1 冊も本（事典・図鑑や電子書籍も含み、雑誌・マンガ・教科書・学習参考書は含まない）を読んでいない人の率です。

日本の大人の不読率は、半数近くにもなります。文化庁が「国語に関する世論調査」を毎年行っていますが、ほぼ 5 年ごとに、読書に関する設問をしています。それによると、16 歳以上の不読率は、2009 年が 46.1%です。2019 年で 47.3%であり変わりませんが、2002 年は 37.6%なので、この 7 年間で大きく不読率が上がり、50%近いところで上げ止まりになって来ているような状況です。

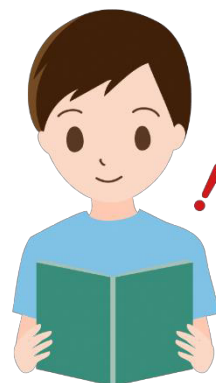
最新の 2023 年の調査では、62.6%まで上がっていますが、調査方法が、面接から郵送に変わっているため、単純比較はできません。

大学生の不読率も同程度で、過去の大学生より上がっています。これは、大学進学率が大幅に上がり、一般の大人と大きな違いがなくなったためと考えられます。

高校生の不読率も大人とほぼ同じ半分程度で、中学生、小学生と年齢が下がるにつれ低下します。単純に、中学生向け、小学生向けの本の方が読むのに時間がかからないためということもあります。

なお、2016 年の O E C D の調査によると、15 歳の日本の生徒の「読書率」（100%－不読率）は、31 か国中 28 位とかなり下位となっています。

国立青少年教育振興機構の「子どもの頃の読書活動の効果に関する調査研究」（2019 年調査、2021 年公表）では、子どもの頃の読書量が多い人は、大人になってからの認知機能・非認知機能・意識ともに高いことが示されています。ただし、子どもの頃の読書量が多くても、中学生、高校生となるに従い、読書量が減る人は、必ずしも、そうではありません



せん。逆に、子どもの頃の読書量がそれほど多くなくても、中学生、高校生となるに従い読書量が増える人は、大人になってからの認知機能・非認知機能・意識ともに高くなっています。

そして、子どもの頃、読書量が多く、大人になってもそれを持続・上昇させている層が最もスコアが高くなっています。子どもから大人になる時期の読書量低下を防ぐ取組が必要です。

1 か月に 1 冊ではなく、年に数冊も読まない子どもは、香美市では 1 割未満です。従って、不読者とされている子どもでも、まったく読まないという子どもは少ないと言えます。しかし、年に数冊程度でも、読書量としては、かなり少ないと言わざるを得ません（難しい本や厚い本に取り組んでいるような場合は除きます）。

報道などで、子どもの読書離れが叫ばれていますが、全国学校図書館協議会の学校読書調査によると、2023 年の調査で不読率は、小学生（4 年生以上）7%、中学生 13.1%、高校生 43.5%となっており、高校生の不読率は大人と大きな差がありません。

小学生については、むしろ、不読率はだんだん低下しています。しかし、一方で、読書冊数は大きく減っているという報告（学研の調査）もあります。また、読書活動推進に携わる人の実感としては、ほとんど本を読まない子どもがいるということは、以前と同様に言われています。

さらに、ベネッセと東京大学との共同の調査「子どもの生活と学びに関する親子調査」(Wave1～7, 2015－2021)によると、学校外の読書に限定すると、ずっと不読率が高いという報告もあります。

この調査では、読書する冊数を問うのではなく、読書する時間を問いました。また、この調査での「不読率」とは、一日の平均読書時間が 0 分の子どもの率です。

なお、小学校 1～3 年生は保護者に代理回答してもらっています。すると、小学 1 年生でも不読率は 15.8%あり、小学 4 年生で 25.3%と 4 分の 1 を越え、小学 6 年生で 29.4%とほぼ 3 割に達するという結果になりました。

中学1年生で37.0%と3分の1を越え、高校1年生で53.5%と半分を越えています。高校3年生では59.5%で6割近くになりますが、これは大学の受験勉強のためかもしれません。

学校での読書を入れると不読率が下がるのは、「朝の読書」の実施などによると思われますが、「朝の読書」以外には、ほとんど読書しない層が4分の1から半数近くとなる可能性があります。

(2) 読書に関心がない家庭環境の子どもの問題

本を読まない子どもについて、家庭の大人が本を読まない背景があるという声も聞かれます。識字率は高く、世界有数の出版大国であるのに、大人の不読率も高いという現象が起きているのは、読む人は読むが、読まない人は読まないという二極化が起きているためと考えられます。

読書するかしないかは好き好きという考え方もありますが、今日のように変化が激しい時代では、月に平均1冊程度の読書は、仕事に必要な新しい専門的知識や関連知識、社会人・主権者として必要な一般的知識を得るために必要と言えます。従って、子どもの読書活動を推進していくためには、保護者や社会一般の大人の読書活動も推進していく必要があります。

大人になっても持続する読書習慣のためには、読み聞かせなどを通じ、幼少期から日常的に本と触れ合うことが大切です。

また、現在の最大の課題は、子どもから大人への移行時期である中学生・高校生の不読率を下げることにあります。小学生まで、比較的、読書をしていた子どもであっても、抽象的な概念も多い大人の本を読めるようになるためには、学校での国語科での学習とともに、特定の分野のみに偏らない幅広い読書そのものがさらに必要になります。

試験勉強、部活動、ゲーム、SNS、動画視聴など読書以外の活動に多くの時間を割いている現代の中学生・高校生に読書を普及していくには、彼らの拡大・深化する興味にこたえられる豊富な本や雑誌を提供する環境整備が必要です。

また、国立青少年教育振興機構の「子どもの読書活動と人材育成に関する調査研究」という別の調査では、認知・非認知機能の高さが、多読かつ体験豊富な層、多読ではないが体験豊富な層、多読かつ体験は豊富ではない層、双方とも少ない層という順番になっています。

読書とともに豊かな体験を得られる機会を提供することも進めていく必要があります。読書活動推進として、本を読んだり紹介するとともに、関連する体験も豊かに提供できるプログラムが望まれます。

読書に関心がない家庭だと、子どもも読書をしない傾向にあります。読書をせずに生きていくことはできますが、読書によって生き方の選択肢は確実に増えます。このような家庭にも、ブックスタート等の機会を通して、読書の良さを伝えていくことが重要です。

乳幼児健診時のブックスタート活動など、さらに進めていくことが必要です。また、家庭全体で、本を読んだり、様々な体験活動をするということが大切です。行政や教育機関、地域が、このような読書や体験活動の機会を豊富に、かつ、多様に提供していくことが必要です。

4 計画の位置付け

この計画は「子ども読書活動の推進に関する法律」第9条第2項の規定に基づき策定するものです。

子どもの読書活動を国としても推進するため、平成12年を「子ども読書年」とすることが決議され、平成13年12月に「子どもの読書活動の推進に関する法律」が公布・施行されました。

この法律に基づき、平成14年8月に国は「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」を策定し、その後、平成20年（第二次）、平成25年（第三次）、平成30年（第四次）、令和5年（第五次）と改訂しています。

また、高知県は、平成18年11月に「高知県子ども読書活動推進計画」を策定し、平成23年（第二次）、平成29年（第三次）、令和4年（第四次）と改訂しています。

市町村は国や県の計画を踏まえて、「子ども読書活動推進計画」を策定することとされています。

香美市では、平成 23 年 3 月に、「香美市子ども読書活動推進計画」～読書がひらく香美っ子の未来～を策定し、平成 27 年（第二次）、令和 2 年（第三次）と改訂し、取組を進めて来ました。

これまでの成果と反省を踏まえ、今後 5 年間の子どもの読書活動の推進に関する施策と取組を「第四次香美市子ども読書活動推進計画」として策定します。

香美市の施策の体系としては、「第二次香美市振興計画後期基本計画」及び「第 2 期香美市教育振興基本計画」を上位計画とし、関連する計画との整合性を図りながら子ども読書活動に関する施策を推進していきます。

また、子どもの読書活動推進の重要な拠点である香美市立図書館の運営方針、運営計画と協調し補い合う形で計画内容を実施していきます。

(1) 「第 2 次香美市振興計画後期基本計画」での位置づけ（同計画から引用）

この計画では、読書活動については、市立図書館の取組が次のとおり、述べられています。

「図書館においては、施設整備による機能の充実により、情報発信と市民の交流や学習意欲の向上をさらにすすめるなど、これらを通して市民が主体的に文化の伝承や創造、まちづくりの活性化などに参画できる取組へつなげていくことが重要です。また、図書館が市民のサードプレイスとなるよう、居心地の良い空間を提供します。」

「図書館は、施設の機能を十分に発揮し、生涯を通して豊かな学びの場となるよう環境整備をします。また、「知の拠点」「交流の場」「発信の場」の 3 つのコンセプトを具体化するため、地域を支える情報拠点として市民の文化活動を充実させるサービスを提供します。」

「かみーる」では、様々な人が居心地良く過ごせるように、建築計画上も工夫をしています。小さな子ども、発達障害はじめ様々な障害のある人、耳の遠

いお年寄りなど、どうしても静かにするのは難しい人たちがいます。「かみーる」では、そのような人たちでも、気がねなく図書館を利用できるように、逆に、静かな環境で読書したい人のための「静寂読書室」を用意しています。

(2) 「第2期香美市教育振興基本計画」での位置づけ（同計画からの引用）

この計画でも、読書活動についての取組は市立図書館の取組が述べられています。

「香美市立図書館かみーるが今後、生涯学習の拠点となり、市民の学びと豊かな人生につながるものとなるためには、選書業務や様々なレファレンスに対応できるよう司書の資質向上や蔵書の充実が不可欠です。市民の期待に応える図書館サービスを行うために、「香美市立図書館運営基本計画」(※)を策定し、計画的な蔵書購入と、「知の拠点」、「交流の場」、「発信の場」の3つのコンセプトに沿った運営体制の充実を図る必要があります。」

※運営基本計画については、運営方針、運営計画として策定済

「市民アンケート調査結果を見ると、本市の教育の取組が市民に十分知られておらず、情報の発信力に課題が大きいことがわかります。様々なメディアでも取り上げられている香美市立図書館かみーるに対する市民の期待の高さ、注目度を生かして、教育全般の情報発信の強化に結びつける工夫が必要です。」

「レファレンスサービスの機能を向上するために、職員の資質向上、担当者の配置、レファレンスサービスの活用に向けた情報発信などを行い、市民の探究的な読書活動を促進します。」

「図書館ボランティアや雑誌スポンサーを増やすことで、市民に開かれた図書館活動を展開します。」

レファレンスサービスを向上させるためには、様々な問い合わせに対応できる参考図書をはじめとする蔵書のさらなる充実、データベースの導入などが必要です。

子どもに対するレファレンスサービスの場合、探し方や調べ方を案内して

いくことも必要です。また、絵本や読み物ばかりでなく、調べものや探究学習に対応できる資料を多数そろえておく必要があります。

中高生を中心とする子どものボランティア活動への参加促進も重要です。例えば、中高生が小学生やより小さい子どもに対しておはなしのボランティア活動を行うなどは意義があります。

第2章 これまでの取組・成果と課題

1 家庭・地域における取組・成果と課題

(1) イベントでの読み聞かせ

ボランティアの取組として、詩とメルヘン絵本館で「田島征三」作品の読み聞かせを行いました。

(2) 学校、幼稚園、保育園、放課後児童クラブ他での読み聞かせ

ボランティアの取組として、小学校、中学校、幼稚園、保育園、子育てセンターで読み聞かせを行いました。放課後児童クラブでは、民生委員、児童委員が読み聞かせを行った他、子どものその時の要望に応じて個別の対応もしました。

2 幼稚園（認定こども園）・保育園・学校における取組・成果と課題

(1) 幼稚園（認定こども園）・保育園

ア 読書の楽しさにふれる機会の充実

朝、午睡前、降園時、延長保育時などに、園やクラスの実情に応じて、読み聞かせを行っています。ボランティアによる読み聞かせを実施している園もあります。

また、オペレッタ・劇遊びやごっこ遊び、図書に関連した製作などを保育の中に取り入れたり、運動会の競技への活用を行っている園もあります。また、子どもを図書館に連れて行って絵本を楽しんでいる園、毎週、絵本貸出日をもうけ、園児が自分で選んだ本を家庭に持ち帰り、家族で楽しんでもらうようにしている園などもあります。

イ 読書環境の整備・充実

絵本購入費用は必ずしも多くないものの、毎年、子どもの興味・関心のある絵本を購入し、年齢に合わせていつでも読めるようそれぞれの保育室に置いている園もあります。また、図書館や県の移動図書館を定期的にご利用しています。

絵本コーナーにマットを敷き、興味のある本や好きな本をいつでもじっくりと落ち着いて、自分から読める環境を用意している園もあります。



ウ 幼稚園教諭、保育士のスキルアップ

高知こどもの図書館の副館長による読み聞かせの実地指導、全保育職員研修での城東よつばこども園理事長による講演「絵本の果たす役割」を行いました。

(2) 小学校・中学校

ア 読書習慣の形成・良い本との出会い・読書のきっかけづくり

実施回数には違いがありますが、「朝の読書」活動により、読書量が増えるとともに、落ち着いた一日のスタートを切ることができています。また、学校の実態に応じた取組により、読書に親しむ機会は増えています。ただし、支援を必要とする児童・生徒への読み聞かせなどは十分ではありません。

読書の感想をカードに記録し担任が集めたり、学年での推薦図書を各学級に文庫として設置している学校もあります。

イ 読書センター及び学習・情報センターとしての機能の充実

パソコンで図書を管理し、教科関連資料の充実、除籍、入替え等を図書支援員が行っています。貸出冊数等のデータ活用で生徒への読書の喚起が促せています。また、授業での参考になる本の提供も行っています。

さらに、カートに図書を入れて学級に持ち込み、学習に活用している学校もあります。



ウ 児童・生徒の自主的な活動

図書委員が図書の紹介、クイズづくり、図書キャラクター選出等を積極的に行い、意識向上を図っています。また、児童・生徒による保育園での読み聞かせ等を交流活動や職場体験学習などで行っています。

香美市立図書館の子ども司書養成講座への参加の他、香美・香南学校図書館協議会主催の図書館学校に、図書委員以外も含め参加しました。全校集会で読書クイズを行った学校もあります。

エ 読書活動への理解を深めるための啓発活動

図書支援員が図書館だより、親子読書だよりなどを発行しています。

子どもの読書週間に「読書チャレンジ」を行ったり、「読書まつり」を実施したり、読書感想画や学習成果物の展示を行った学校もあります。

オ 研修の充実

教員対象の講座の開催などは行えていません。

カ 図書館との連携

公共施設の学習として見学に行ったり、教科書の関連図書を借りたり、PTA向けの貸出しに活用しています。

キ 読書ボランティア団体との連携

毎週、ボランティアによる読み聞かせが行われている学校があります。

3 図書館における取組・成果と課題

(1) 児童・ヤングアダルト向けサービスの充実

「かみーる」では、フロアの半分近くを児童・ヤングアダルト（ティーンズ）向けのコーナーとしています。英語の絵本、まだ字が読めない小さな子どものための絵本、紙芝居なども貸出しています。また、保護者のための子育て支援コーナーや、小中学校の教科書で紹介されている本を集めたコーナー、障害のある子どものための本のコーナー「りんごの棚」もあります。また、いろいろとテーマを変えて本の展示も行っています（貸出可能）。

おはなしのへやでは、おはなし会等のイベントを行うとともに、会が行われていない時は、来館の親子等が自由におはなし・読み聞かせができます。

児童・中高生の調べ学習に対応できる本の充実、レファレンス・サービス（調べものの案内）の充実が課題です。



(2) 環境整備

ア 図書資料の充実・適切な蔵書構成の構築

「かみーる」の整備にあたり、年間の資料購入費を増額し、子どもやティーンズ向けの本も多く購入しました。ただし、調べものに必要な本などは、新しい情報が必要となりますので、今後も資料費は確保していきます。

児童書蔵書冊数（令和5年度 単位：冊）

	児童書	全体	児童書比率
かみーる	23,056	76,350	30.2%
香北分館	8,387	19,580	42.8%
物部分館	3,294	8,733	37.7%
合計	34,737	104,663	33.2%

児童書受入実績（令和5年度 単位：冊）

	児童書	全体	児童書比率
かみーる	1,410	6,186	22.8%
香北分館	371	954	38.9%
物部分館	170	471	36.1%
合計	1,951	7,611	25.6%

イ インターネットコーナーの整備充実（館内 W i F i の導入）

かみーるでは、4台のパソコンでインターネットのウェブサイトが閲覧できます。また、館内でW i F i を使えるようにし、タブレットの館内貸出しも行っているため、本とインターネットの情報とを見比べながら調べものができます。



ウ 司書等専門職員の確保と研修等による資質向上

カウンター窓口で業務にあたる職員は、月 4 日・月 10 日勤務の職員を除き司書ですが、会計年度任用職員や任期付職員です。館長とともに、香美市の図書館サービスと読書活動推進を長期にわたって企画し担っていく正規常勤職員の司書を配置することが課題です。

研修は、高知県立図書館が行う研修等に参加しています。

(3) 子どもが本に親しむ事業の開催

定例のおはなし会を実施しています。

(4) 子ども司書養成講座の継続

「子ども司書」は、読書や図書館活用の楽しさを伝える役割を担います。図書館の分類の仕組みを学んだり、本を紹介するポップづくりをしたりしています。また、最近は、AI と実際に本で調べてみた場合にどのような違いがあるかなどを学んでいます。

「子ども司書」認定後は、読書の楽しさ・有用さを様々な形で伝え、図書館活用を働きかけていくことが求められます。図書館は、そのような活躍の場を作っていきます。

(5) 学校等関係機関との連携

職場体験、教科・総合的な学習の時間等の受入態勢の充実、図書館出前サービスの充実が課題となっていますが、まだ十分ではありません。

(6) 高知工科大学との連携

高知工科大学からは長期貸出本の提供を受けていましたが、この事業は令和 6 年度で終了しました。

現在は、学生ボランティアが動画作成などで活躍しています。今後は、図書館向けのアプリ等の開発、科学や工学への関心を喚起する子ども向けイベント等の連携・協働にチャレンジしていきます。

(7) ボランティアとの協働

資料の装備、本棚への返本作業、読み聞かせ、視覚障害者等への音訳、動画作成、花の管理等にボランティアが携わっています。ボランティア相互の交流や研修も進めていきます。

第3章 第四次計画の基本的な考え方

1 計画の目標

第三次計画では、読書を通じて言葉を学び、より深く生きる力を身に付けるために、充実した読書活動を行える読書環境を整備することが目標とされています。市立図書館については、本館が移転改築し愛称「かみーる」として整備され、読書環境は大幅に向上しました。ただし、分館については、規模も小さく課題もあります。また、数値的には、ほぼ、全国平均と同程度の水準となりましたが、全国の水準そのものが、決して高くはないので、向上させる必要があります。数値的な目標としては、香美市立図書館運営計画によります。

学校図書館については、文部科学省の図書標準はおおむね達成されていますが、全国学校図書館協議会の定める基準には達していません。学校については、さらに、読書環境の充実が必要です。学校図書館の数値的な目標は、現在、定められていませんので、検討し、必要な条件を整備していきます。

2 基本方針

第三次計画では、機会の充実、環境整備、普及啓発の3つをあげています。これらは、引き続き取り組んでいきますが、「かみーる」の開館により、環境整備は一段進みましたので、「かみーる」を場とする機会の充実、普及啓発に重点を置いて取り組みます。一方、図書館分館や、学校図書館については、新

しい蔵書の充実を中心に環境整備に取り組んでいきます。

なお、「第四次高知県子ども読書活動推進計画」では、「意欲的に読書を楽しむ子どもを育てる」「情報を読み取り活用する子どもを育てる」「子どもの読書活動を支える」を基本目標に、国の「第五次子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」では、「不読率の低減」「多様な子どもたちの読書機会の確保」「デジタル社会に対応した読書環境の整備」「子どもの視点に立った読書活動の推進」を基本的方針としています。

これらについても織り込みながら、取り組みます。

(1) 機会の充実

現在、定例のおはなし会を行っていますが、ブックトークや紙芝居の他、ビブリオバトルのような読者が主体的に参加できる催しも行います。

また、ボランティア等の協力を得ながら、障害のある子どもや日本語が母語でない子どもも参加できる手話や外国語によるおはなし会（英語は実施）、探究学習や情報リテラシーの育成に役立つ催し（辞典・事典の使い方、分類について、インターネット・人工知能の役立つ使い方や危険性等）を行います。

これらの催しの運営や演じ手・話者等への子どもの主体的な参加も促します。

ブックスタートも引き続き実施し、家庭での読み聞かせや読書の大切さを働きかけます。

(2) 環境整備

市立図書館については、運営計画に記載した目標を目指します。また、分館の環境をより魅力あるものに改善します。学校図書館についても、環境の充実に向けて検討します。

さらに、市立図書館のアウトリーチ・サービスの充実を人員体制とともに整備します。

環境整備について、もっとも重要なことは、魅力ある本が、市立図書館、学校図書館、その他いろいろなところに豊富にあることです。本の存在そのもの

が、人を読書へ誘います。

また、一部の子どもや中高生は、インターネットで提供されるコンテンツの方により魅力を感じます。しかし、多くのコストをかけて丁寧につくられている有料のコンテンツである本と比べて、無料のコンテンツの中で質の高いものは限られています。「高知県電子図書館」のコンテンツである児童書も積極的に紹介していきます。

(3) 普及啓発

インターネットの普及によって、情報や知識はほぼインターネットで十分得られると考える人もいます。インターネットは有力な情報源ですが、本には、インターネットでは閲覧できないより深い情報や知識が書かれています。

インターネットとともに本や新聞、雑誌といった情報源を、図書館などの場で活用することが仕事や様々な活動の上で大切であることを広報します。

なお、電子書籍はインターネットで閲覧できますが、「青空文庫」（著作権の保護期間が終了した著作物がテキストデータで収録されているサイト）等を除き、通常は有料です。

高知県民なら無料で登録・利用できる「高知県電子図書館」等の広報も行います。

また、充実した人生を送るためには、読書はひとつの欠かせない要素です。読書に慣れ親しむためには、子どもの頃から習慣となっていることが必要です。

子どもが読書を習慣とするには、家庭環境の影響は否めません。子どもの読書の大切さとともに、家庭の人みなが、普段から読書をする事の大切さを広報します。

広報は紙媒体でも、インターネットでも行います。

3 計画の対象

従来、0歳からおおむね18歳までとされていましたが、法律改正により18歳で成人となりましたので、厳密には17歳までとなります。しかし、18歳の高校生も多数なので、おおむね18歳までとします。

4 計画の期間

令和7年度から令和11年度までの5年間とします。

第4章 第四次計画推進のための取組

1 家庭・地域における子ども読書活動の推進

(1) 保護者に対する読書活動への理解促進

- ア 子育て支援センターでの本との出会いづくり、本の貸出し
- イ ブックスタート事業（絵本のプレゼント）
- ウ 読み聞かせ講座の実施
- エ 家庭での読書の大切さを学ぶ講座の開催
- オ 学校・幼稚園・保育園だよりによる保護者への啓発活動の実施
- カ 香美市でのイベントやホームページ、インスタグラム、図書館だより等を利用した広報活動

(2) 家庭における読書活動の支援

- ア 親子読書の推進
- イ 子育て本コーナー、読み聞かせ本コーナーの設置
- ウ 年齢に応じた本の充実、情報提供と貸出しの実施
- エ 子どもの発達に関する本の充実

(3) 地域における読書活動の支援

- ア 様々なイベントでの読み聞かせ、PR活動の推進
- イ 読書ボランティア「おすすめ絵本」のまとめ
- ウ 放課後児童クラブでの読み聞かせ
- エ 各小中学校での読み聞かせ
- オ 幼稚園（認定こども園）・保育園での読み聞かせ

(4) 事業の共催等、行政・図書館とボランティアとの協働推進

(5) ボランティア養成

ア 読み聞かせ講座や紙芝居講座等の開催

イ 読み聞かせ本コーナーの設置・貸出し

(6) ボランティアネットワークの充実、ボランティア団体同士の連携強化

2 幼稚園（認定こども園）・保育園・学校における子ども読書活動の推進

(1) 幼稚園（認定こども園）・保育園における取組

ア 保護者やボランティアの方の読み語り推進、読書に親しむ機会の充実

イ 子どもの発達段階、興味・関心に合わせた図書コーナーの充実等、子ども読書環境の整備・充実

ウ 本の貸出しを通じ、親が子どもに読み聞かせをしてあげることで会話がふくらみ、一緒に楽しめる機会づくり

エ 地域の市立図書館、県の移動図書館によるサービスなどの利用により多くの子どもへの読書の機会提供

オ 研修や講演への参加による教諭や保育士の読書活動における資質向上

(2) 学校における取組

ア 子どもの読書習慣の形成

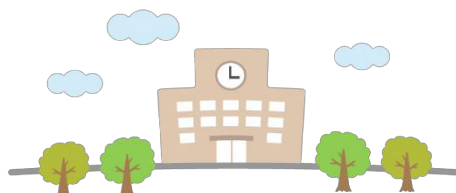
- ・ 全校一斉読書（朝の読書）の充実
- ・ 読書マラソン・ブックトーク等読書に親しむ機会づくり
- ・ 親子読書の充実
- ・ 各学年の推薦図書の共通理解
- ・ 支援を必要とする児童・生徒への読み聞かせ
- ・ （児童・生徒を交えた）選書会
- ・ 読書スタンプラリー
- ・ （子ども読書週間中の）読書チャレンジ



- ・ 読書感想文／感想画コンクールへの参加
- ・ 図書館利用オリエンテーション
- ・ リクエストカードによるニーズにあった図書購入

- イ 学校図書館の読書センター及び学習・情報センターとしての機能充実
- ・ 全小中学校の図書・その他の資料のデータベース化
 - ・ 教科関連等図書・その他の資料の充実及びそれらを活用した授業づくり
 - ・ バリアフリー図書や外国語の図書の充実
 - ・ 本の除籍、計画的な入替え

- ウ 児童・生徒の自主的な活動を促進
- ・ 図書の紹介や読書量の報告
 - ・ 読書活動の体験（児童・生徒による保育園での読み聞かせ、高学年の低学年への読み聞かせ等）
 - ・ 子ども司書養成講座への参加と活動場面の提供
 - ・ 図書委員会活動の活性化
 - ・ 高知こども新聞「読もっか」投稿
 - ・ 図書館キャラクターの募集と活用



3 図書館における子ども読書活動の推進

(1) 子どもの探究的な学習や調べものに役立つ本の収集・貸出し

- ア 教科の学習を深められる本の収集・貸出し
- イ 教科の学習の範囲にとらわれない、子どもの興味・関心を伸ばし、探究の仕方や調べ方自体も学べる本の収集・貸出し

(2) 乳幼児向けの本や絵本の収集・貸出しによる親子読書（保護者との読書）・家庭読書推進

ア ブックスタート事業

イ 展示やブックリスト、おはなし会での本の紹介

(3) 子育てに役立つ本の収集・貸出し

ア 妊娠時から役に立つ本の収集・貸出し

イ 発達障害他、子育てで困難と思われることの本の収集・貸出し

(4) おはなし会等、子どもや保護者向けの行事の実施

ア 読み聞かせや紙芝居の実施

イ 子ども向けの映画会の実施

(5) 子ども読書活動に携わっている個人・団体の支援

ア オーピニア高知図書館の「児童図書研究コーナー」の資料も活用した読書活動の参考になる本や情報の提供

イ 司書による読書活動に関する相談

(6) ティーンズ・コーナーの充実

ア 学校の学習の参考になる本（「学習参考書」も含める）の選定・収集・貸出し

イ 学校の学習内容にとどまらない、外国語学習の本、社会で問題・課題になっていることを扱った本、青少年のニーズに応じた本の選定・収集・貸出し

ウ 文章を読むことが苦手な青少年のためのマンガで解説した本の選定・収集・貸出し



(7) 障害のある子どもが使える「りんごの棚」の充実・PR

- ア 大活字本、点字本、録音図書、マルチメディア・デージー図書（パソコン等で文章を読み上げさせながら表示できる図書）、布絵本（布製の絵本）、触る絵本、その他障害のある子どもも使える資料の購入・収集
- イ 上記資料の普及・広報

(8) 不登校の子どもの学習に役立つ本の収集・貸出し

- ア 教科書の収集・貸出し
- イ 教科について自学自習できる本の収集・貸出し



(9) 「子ども司書」事業の実施

- ア 図書館のしくみや分類などの知識を深めることによる、自身や同じ年代の子どもの図書館活用の促進
- イ 同年代の子どもに向けた本の紹介等の発信

第5章 計画の推進に向けて

1 関係機関等との連携による総合的な取組

香美市の子ども読書活動の推進の中心的な役割を担うのは、市立図書館と学校図書館ですが、関係する市役所の部署や機関・団体と連携して取り組みます。また、オーテピア高知図書館や県の機関・団体等とも連携して取り組みます。

2 効果的・効率的な計画の推進

計画の推進にあたっては、成果がどのくらいあがっているのか点検し、必要な修正等も行いながら進めます。また、過度な負担にならないように効率的に行います。

3 保護者等の読書活動の推進

子どもの読書は、周囲の大人がどのくらい本を読んでいるかにも影響されます。子どもの読書活動の推進に合わせ、保護者や周囲の大人の読書活動の推進も行います。

4 財政上の措置

計画の実現に向けて、必要な予算確保に努めます。

【参考資料】

1 子どもの読書活動の推進に関する法律

(平成十三年十二月十二日)

(法律第百五十四号)

(目的)

第一条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

(基本理念)

第二条 子ども（おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

(国の責務)

第三条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の努力)

第五条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

(保護者の役割)

第六条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

(関係機関等との連携強化)

第七条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものと

する。

(子ども読書活動推進基本計画)

第八条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（以下「子ども読書活動推進基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県子ども読書活動推進計画等)

第九条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画（都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画）を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

(子ども読書の日)

第十条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

2 子ども読書の日は、四月二十三日とする。

3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

(財政上の措置等)

第十一条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

2 香美市子ども読書活動推進委員会設置要綱

令和2年5月26日
教育委員会告示第16号

(設置)

第1条 子どもの読書活動の推進に関する法律（平成13年法律第154号）第9条第2項の規定に基づき、香美市子ども読書活動推進計画（以下「計画」という。）の策定及び推進するため、香美市子ども読書活動推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事務を所掌する。

- (1) 計画の策定に関すること。
- (2) 計画の進捗状況の確認及び検証に関すること。
- (3) その他子ども読書活動推進に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、教育関係者、読書ボランティア関係者、図書館関係者、その他教育委員会が必要と認める者のうち、教育委員会が委嘱する委員10名以内をもって組織する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は2年以内とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員の再任は妨げない。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長各1名を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が必要に応じて招集し、委員長が会議の議長となる。

- 2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 4 委員長は、必要に応じて委員以外の者の会議への出席を求め、意見を聴くことができる。

(事務局)

第7条 委員会の事務局は、香美市立図書館に置く。

(委任)

第8条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和2年6月1日から施行する。

(招集の特例)

2 この告示の施行日以後最初に招集される会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、教育委員会
が招集する。

第四次香美市子ども読書活動推進計画

令和7年3月

発行 : 香美市教育委員会

編集 : 香美市立図書館

〒782-0051

香美市土佐山田町楠目 736

TEL 0887-53-0301

FAX 0887-53-0307